

## 地域医療介護総合確保基金の概要

※平成26年度以降、毎年計画を策定

### 趣旨

国では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題であることから、消費税増収分を財源として、新たな財政支援制度が平成26年度に創設された。この制度を活用し、各都道府県は基金を造成し、都道府県が策定した計画に基づき事業を実施する。

基金の根拠法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

### 基金規模(平成28年度)

- ◆全国で1,628億円（医療分野904億円、介護分野724億円）  
介護分野の事業は27年度から対象となった。
- ◆負担割合：国が3分の2 都道府県が3分の1
- ◆配分方法：各都道府県から提出される計画案を踏まえ、都道府県人口等の基礎的要因や、都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して、予算の範囲内で行う。

### 計画案の概要(平成28年度)

#### 1 計画の期間

平成28年度から30年度まで

#### 2 計画の目標等

高齢者をはじめすべての県民が、地域において「安心して質の高い医療・介護サービスが受けられ、最期まで自分らしく生きられる千葉県を目指して」施策を推進する。

(医療分野の施策の柱)

- ①地域包括ケアの推進
- ②医療機関の役割分担の促進
- ③医療従事者の確保・定着
- ④地域医療の格差解消

(介護分野の施策の柱)

- ①介護施設等の整備促進
- ②介護従事者の確保・定着

#### 3 基金の規模

- ◆総額94.9億円を国に要望 \*医療分：医師・看護師確保等に対応48.4億円
- \*介護分：施設整備や人材確保に対応46.5億円

